

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
13	千葉県 改定 平成20年3月31日	<p>http://www.pref.chiba.lg.jp/svozoiku/c.kenfuku/kikikanri/plan/plan3.pdf</p> <p>http://www.pref.chiba.lg.jp/svozoiku/c.kenfuku/kikikanri/plan/plan4.pdf</p> <p>http://www.pref.chiba.lg.jp/svozoiku/c.kenfuku/kikikanri/plan/plan5.pdf</p> <p>http://www.pref.chiba.lg.jp/svozoiku/c.kenfuku/kikikanri/plan/plan6.pdf</p> <p>フェーズ3A＝県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁及び健康福祉センター(保健所)に設置し、適切な情報提供ができるよう体制を整備する。併せて、国及び県のQ&A等をホームページに掲載する。(健康福祉部)</p> <p>フェーズ3B＝県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁及び健康福祉センター(保健所)に設置し、適切な情報提供ができるよう体制を整備する。併せて、国及び県のQ&A等をホームページに掲載する。(健康福祉部) 医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する。(健康福祉部)</p> <p>フェーズ4A＝県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁及び健康福祉センター(保健所)に設置する。(健康福祉部) 県の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のための、専任者を配置する。(健康福祉部)</p> <p>フェーズ4B＝県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁及び健康福祉センター(保健所)に設置する。(健康福祉部) 県の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のための、専任者を配置する。(健康福祉部) 医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する。(健康福祉部)</p> <p>フェーズ5A・5B・6A・6B＝〔相談窓口の充実〕パンデミックに向けて、本庁及び健康福祉センター(保健所)の相談窓口を充実する。(健康福祉部) 県の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のための、専任者を配置する。(健康福祉部) 医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する。(健康福祉部)</p>	<p>http://www.pref.chiba.lg.jp/svozoiku/c.kenfuku/kikikanri/infu.html</p> <p>〔千葉県新型インフルエンザ対策関連情報〕 問合せ先：千葉県庁健康福祉部健康福祉政策課健康危機対策室 電話 043-223-2675</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県新型インフルエンザ対策行動計画 ・千葉県新型インフルエンザ対応マニュアル ・千葉県新型インフルエンザ院内感染対策方イドライン ・新型インフルエンザに関するQ&A ・相談・問合せ窓口一覧 <p>習志野健康福祉センター(保健所) 047-475-5151 市川健康福祉センター(保健所) 047-377-1101 松戸健康福祉センター(保健所) 047-361-2121 野田健康福祉センター(保健所) 04-7124-8155 印旛健康福祉センター(保健所) 043-483-1133 香取健康福祉センター(保健所) 0478-52-9161 海匠健康福祉センター(保健所) 0479-22-0206 山武健康福祉センター(保健所) 0475-54-0611 長生健康福祉センター(保健所) 0475-22-5167 夷隅健康福祉センター(保健所) 0470-73-0145 安房健康福祉センター(保健所) 0470-22-4511 君津健康福祉センター(保健所) 0438-22-3743 市原健康福祉センター(保健所) 0436-21-6391 千葉市保健所 043-238-9974 船橋市保健所 047-431-4191 新型インフルエンザ対策プロジェクトチーム (健康福祉部内) 043-223-2987</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
14 東京都	平成17年12月	<p>http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/mfuruenza/files/influ.pdf</p> <p>都民からの相談に対応するため、専用回線による電話相談体制の整備を図るとともに、発生段階ごとに状況に応じた相談体制を構築する。</p> <p>発生前期(フェーズ1～3B)＝区市町村(区保健所を含む。)に対して、新型コロナウイルス対策の対応窓口を設置するよう要請する(福祉保健局)。広域的に活用できる「相談対応マニュアル」等の作成について、八都府県等に提案する(総務局、福祉保健局)。発生段階に応じた相談体制について、事前に検討し、必要な準備を行う(総務局、福祉保健局)。</p> <p>海外発生期(フェーズ4～6A)＝健康危機管理センターのもとに専用の相談窓口を開設する(福祉保健局)。都区保健所は、都民からの相談に応じる(福祉保健局)。新型コロナウイルス発生地域からの帰国者等からの電話相談に応じ、必要がある場合は、「アラート」による検査を行う(福祉保健局)。</p> <p>国内発生期(フェーズ4B)＝区市町村等からの相談・問い合わせに対応する窓口を庁内に設置し、専任職員を配置する(福祉保健局)。八都府県における新型コロナウイルス対策連絡会等を通じて、情報交換を行い、広域的な連携体制の強化を図る(総務局、福祉保健局)。</p> <p>庁内、各保健所における電話相談体制を継続・強化する。相談件数の増加が予想されることから、専用回線数、対応人員等を増強し、電話相談体制を強化する(福祉保健局)。</p> <p>都内流行前期(フェーズ5B)＝相談件数の更なる増加が予想されることから、専用回線数、対応人員等の拡充を図る(総務局、福祉保健局)。</p> <p>都内流行後期(フェーズ6B)＝都民からの相談の増加に加え、健康相談のほか、生活福祉等の多様な相談に対応できる体制を区市町村の協力を得て整備する。専用回線数、対応人員等の拡充を図るとともに、多様な相談内容への対応を図る(総務局、福祉保健局)。</p> <p>大規模流行期＝区市町村の協力を得て、健康相談のほか、生活福祉等の多様な相談に引き続き対応する。相談件数の更なる増加に伴い、専用回線数、対応人員等の拡充を図るとともに、多様な相談内容への対応を図る(総務局、福祉保健局)。</p> <p>流行終息期(後パンデミック期)＝相談・検査体制は、「終息宣言」が発表されるまでは継続するが、流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、相談・検査体制を検証し、改善に努める。相談件数の減少に伴い、専用回線数、対応人員等を縮小する(総務局、福祉保健局)。</p>	<p>HP・リーフレット等による掲載</p> <p>http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/mfuruenza/index.html</p> <p>東京都の新型コロナウイルス対策関連情報 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第一本庁舎21階南側 東京都福祉保健局・感染症対策に関すること(防疫係)03-5320-4482 【新型コロナウイルスに関する情報】電話でのお問い合わせは、最寄りの保健所又は東京都福祉保健局健康安全室感染症対策課(03-5320-4481)までお願いします。</p> <p>・東京都新型コロナウイルス対策行動計画 平成17年12月26日 ・東京都新型コロナウイルス対応マニュアル 平成19年3月31日 ・Q&A ・東京都新型コロナウイルス対策について【平成17年10月20日】東京都新興感染症対策会議の報告 ・鳥インフルエンザに関する情報</p> <p>http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kansen/mfuruenza/files/influ_manyual.pdf</p> <p>東京都新型コロナウイルス対策マニュアル平成19年3月31日 専用相談窓口の設置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総務局及び福祉保健局は、都民からの相談や問い合わせに対応するため、「新型コロナウイルス専用窓口(仮称)」を、原則として都庁9階防災センター内に設置する。さらに、問い合わせや相談が殺到する場合、総務局及び関係局により対応要員を増強し、専用相談窓口の拡充強化を図る。新型コロナウイルスに関する情報提供については、感染予防と拡大防止の観点から、発生段階に応じた適切な情報提供を行い、都民の不安解消を図り、発生情報や感染予防などの情報を迅速かつ正確に提供する。また、都民からの相談や問い合わせに的確に対応するため、専用相談窓口を設置する。 2. 外国人に対する相談 <ul style="list-style-type: none"> ・「ひまわり(東京都保健医療情報センター)」による外国人対応5か国語(英語、中国語、ハングル、スペイン語、タイ語)による相談問い合わせ対応 ・区市町村や区市の国際交流協会等の協力を得ての情報提供 ・障害者に対する相談 ・「ひまわり(東京都保健医療情報センター)」によるFAXや音声によるサービス ・区市町村やNPOの協力を得ての情報提供 4. 総務局及び福祉保健局等は、「新型コロナウイルス専用相談窓口(仮称)」や関係機関において、都民からの問い合わせに対し一体的に対応できるよう「新型コロナウイルスQ&A(仮称)」を作成する。

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
15	<p>神奈川県</p> <p>平成17年12月 2版:平成18年4月 3版:平成20年12月</p>	<p>http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenkou/kansensyou/influenza-action.pdf</p> <p>フェーズ2A＝高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により、県民向けに感染予防等に関する情報提供を行うとともに、相談窓口を設置する。(環境農政部、保健福祉部、教育局、県民部)</p> <p>フェーズ4A＝住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁又は保健所に設置し、適切な情報提供を図る。あわせて、Q&A等の情報提供を行う(保健福祉部)。県医師会等と調整のうえ、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する(保健福祉部)。診断・治療ガイドライン、Q&Aの配布等</p> <p>フェーズ4B＝住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁又は保健所に設置し、適切な情報提供を図る。あわせて、Q&A等の情報提供を行う(保健福祉部)。県医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する。(保健福祉部)</p> <p>フェーズ5A＝ハンデミックに備えて、本庁又は保健所の相談窓口を充実する。(保健福祉部)、県医師会等と調整のうえ、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する。(保健福祉部)</p> <p>フェーズ6B＝必要に応じ、県民、医療機関向けの相談窓口を縮小する(保健福祉部)。</p>	<p>http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenkou/kansensyou/influenza-index2.html</p> <p>HP・リーフレット等による掲載</p>
16	<p>山梨県</p> <p>平成17年12月 3版:平成19年10月</p>	<p>http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenkou-zsn/images/30386983810.pdf</p> <p>県民からの新型コロナウイルスに関する様々な質問等については、レベルに応じ、下記の窓口で対応する</p> <p>①</p> <p>中北保健福祉事務所(中北保健所) 055-237-1403 中北保健福祉事務所峡北支所(中北保健所峡北支所) 0551-23-3074 峡東保健福祉事務所(峡東保健所) 0553-20-2752 峡南保健福祉事務所(峡南保健所) 0556-22-8158 富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所) 0555-24-9035 福祉保健部健康増進課感染担当 055-223-1494</p> <p>②夜間・休日電話相談窓口 055-228-8441</p> <p>③各保健所所有の携帯電話(番号は必要時に公開)</p> <p>※医療機関の紹介については、山梨県救急医療情報センターで24時間対応する。</p>	<p>http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/kenkou-zsn/76059193724.html</p> <p>山梨県新型コロナウイルス対策行動計画の概要(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生状況の各段階(レベル)の設定 ・計画の概要 <p>山梨県新型コロナウイルス対策行動計画(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3版新型コロナウイルス対策行動計画 ・インフルエンザ基礎知識 ・山梨県高病原性鳥インフルエンザ対策行動計画 <p>新型コロナウイルス初期診療(外来)協力医療機関(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス初期診療(外来)協力医療機関 <p>〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 電話055237-1111(代表) 健康増進課</p>

	制 定	行動計画(相談窓口の設置)	HP・リーフレット等による掲載
17 静岡県	平成17年12月 2版、平成20年1月	<p>http://www2.pref.shizuoka.jp/all/file/download1040.nsf/C4BE1721BEC2A0F4492573BC0001BF1E/\$FILE/singatainhurukaikaku.pdf</p> <p>静岡県厚生部医療健康局疾病対策室 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話番号:054-221-2441 FAX:054-221-3291</p> <p>新型インフルエンザ相談窓口の設置 保健所に県民からの相談窓口として「新型インフルエンザ相談窓口」を設置する。(フェーズ4(非国内発生)以降)</p> <p>＜新型インフルエンザ相談窓口＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平日 8時30分～17時15分 賀茂健康福祉センター 総合相談窓口 0558-24-2035 熱海健康福祉センター 総合相談窓口 0557-82-9118 東部健康福祉センター 総合相談窓口 055-920-2075 御殿場健康福祉センター 総合相談窓口 0550-82-1222 富士健康福祉センター 総合相談窓口 0545-65-2205 ※静岡市保健所 保健予防課 054-249-3172 中部健康福祉センター 総合相談窓口 054-644-9299 西部健康福祉センター 総合相談窓口 0538-37-2244 ※浜松市保健所 保健予防課 053-453-6118 <p>※は政令指定都市保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●夜間17時15分以降と土・日・祝日(※受診に関する緊急連絡のみ対応) 静岡県緊急医療情報センター・伊豆 0558-23-1426 静岡県緊急医療情報センター・東部 055-929-6770 静岡県緊急医療情報センター・中部 054-247-1199 静岡県緊急医療情報センター・西部 053-457-1198 静岡県保健所(警備員) 静岡市 054-249-3172 浜松市保健所 浜松市 053-457-2066 <p>※休日夜間の緊急連絡窓口は、受置したオペレーター等が健康福祉センター等の担当に連絡をとり、問い合わせ者に折り返し連絡をとるシステムとなっている。</p>	<p>http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ad/shingata-infu-iyuhou.htm</p> <p>[新型インフルエンザ対策関連情報]平成20年9月1日 更新 静岡県厚生部管理高政策監 静岡市葵区追手町9番6号 電話番号:054-221-2404 FAX:054-221-3264</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県インフルエンザ対策本部設置(平成17年11月18日):第1回会議資料 ・新型インフルエンザ保健医療対策行動計画(第1版)を平成17年12月20日に策定 ・新型インフルエンザ保健医療対策行動計画を改正しました(平成20年1月7日)。 参考:新型インフルエンザ保健医療対策行動計画(改正版本文) 参考:新型インフルエンザ保健医療対策行動計画(改正版参考資料) ・新型インフルエンザ関連情報 厚生労働省の 新型インフルエンザに関するQ&A 厚生労働省の 新型インフルエンザ対策関連情報

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
18	長野県 平成17年12月 改定、平成20年5月	<p>http://www.pref.nagano.jp/eisei/hokenyob/shininf/koudou.pdf</p> <p>新型コロナウイルスに関する一般的な相談のほか、健康相談や生活福祉等の多様な相談に対応できる体制の整備と、発生時において災害時と同様の日常生活上の様々な相談に対応できるよう市町村での日常生活上の相談体制の整備を要請し、県民からの多様な相談内容と件数の増加に備える。</p> <p>相談窓口体制 発生前期＝本庁及び現地機関において、発生段階に応じて適切な対応が可能となる電話相談窓口の検討・整備を行う。また、市町村など関係機関に対し、住民からの日常生活上の一般的な相談窓口の開設を要請する。</p> <p>海外発生期＝衛生部に新型コロナウイルスに関する症状等の一般的な相談に対応する電話相談窓口を開設する。県民からの新型コロナウイルス発生に伴う各種の問い合わせに対応できるよう、各部署において準備する。</p> <p>国内県内発生期＝県民からの相談の増加に備え、衛生部・各部署の電話相談窓口の体制を強化する。</p> <p>大流行前期＝相談内容の状況により、健康相談中心から生活全般にわたって相談できるよう庁内の体制を再構築して実施する。</p> <p>大流行期＝引き続き、各種相談に対応する窓口を継続する。</p>	<p>http://www.pref.nagano.jp/eisei/hokenyob/shininf.htm</p> <p>新型コロナウイルス対策関連情報 最終更新日：2009年02月23日 長野県衛生部健康づくり支援課 電話：026-235-7148 / Fax：026-235-7170</p> <p>1.「新型コロナウイルス」とは 2.長野県対策について ・長野県新型コロナウイルス対策行動計画【1次改訂版】 概要版 (PDFファイル：32KB / 2ページ) ・長野県新型コロナウイルス対策行動計画【1次改訂版】 全体版 (PDFファイル：345KB / 33ページ) 3.新型コロナウイルスの発生に備えよう ・リーフレット(2頁)http://www.pref.nagano.jp/eisei/hokenyob/shininf/pandemiciflu-pam.pdf 長野県衛生部健康づくり支援課 (平成20年11月) TEL026-235-7148 FAX026-235-7170 E-Mail:kenko@pref.nagano.jp ホームページhttp://www.pref.nagano.jp/eisei/hokenyob/shininf.htm ・県広報番組「なるほど！NAGANO」で新型コロナウイルス対策について放映しました。 http://sbc21.co.jp/tv/naruhodo/ ・想定される感染経路 ・感染を防ぐには？ ・「咳エチケット」にも心がけましょう 4.関係サイトへのリンク ・新型コロナウイルス対策関連情報(厚生労働省ホームページ) ・鳥インフルエンザ情報(長野県ホームページ) ・人の通常のインフルエンザインフルエンザについて(長野県ホームページ) ・長野県感染症情報</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
18	長野県		<p>http://www.pref.nagano.jp/eisei/hokenyob/hpai/hpaipoint.htm#soudankenkou</p> <p>鳥インフルエンザ情報</p> <p>健康相談窓口</p> <p>佐久保健所 佐久市大字跡部65-1(佐久合庁内) 0267-63-3111 内283 上田保健所 上田市材木町1-2-6(上田合庁内) 0268-23-1260 内2144 諏訪保健所 諏訪市上川1-1,944-10(諏訪合庁内) 0266-53-6000 内2223 伊那保健所 伊那市大字伊那3,497(伊那合庁内) 0265-78-2111 内2124 飯田保健所 飯田市追手町2-678(飯田合庁内) 0265-23-1111 内2143 木曾保健所 木曾郡木曾町福島2,757-1(木曾合庁内) 0264-24-2211 内2212 松本保健所 松本市大字島立1,020(松本合庁内) 0263-47-7800 内2124 長野保健所 長野市中御所岡田98-1 026-223-2131 内121 大町保健所 大町市大字大町1,058-2(大町合庁内) 0261-22-5111 内2331 北信保健所 飯山市大字静間字町尻1,340-1 0269-62-3105 内116 長野市保健所 長野市若里6-6-1 026-226-9960(直通) 県庁健康づくり支援課 長野市大字南長野字幅下692-2 026-232-0111 (代表)</p>
19	富山県 暫定版 平成17年12月	<p>http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1205/00003065/00041201.pdf</p> <p>フェーズ3B＝高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例に関し、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を各厚生センター等に設置するなど、市町村とも連携し、適切な情報提供を行う(厚生部)。 フェーズ4A・4B＝住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口(専用電話を含む)を各厚生センター等に設置するなど、市町村とも連携し、適切な情報提供を行う(厚生部)。県医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を本庁及び各厚生センターに設置する(厚生部)。国が策定する「診断・治療ガイドライン」、「Q&A」等を、関係機関等へ配布する(厚生部)。 フェーズ5A・5B・6A＝パンデミックに向けて、市町村とも連携し、各厚生センター等に設置した、住民からの相談窓口(専用電話を含む)を充実する(厚生部)。 県医師会等との連携の下に、本庁及び各厚生センター等に設置した、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を充実する(厚生部)。 フェーズ6B＝県民や医療機関に対する相談窓口体制を充実する(厚生部)。小</p>	<p>http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1205/kj00003065.html</p> <p>厚生部 健康課 保健予防係 電話:076-444-3225 最終更新日:平成17年12月28日 富山県新型コロナウイルス対策行動計画(暫定版)の策定 平成17年12月28日 関連リンク一覧 ・厚生労働省の新型コロナウイルス対策情報センターのホームページ ・国立感染症研究所感染症情報センターのホームページ ・富山県新型コロナウイルス対策行動計画(暫定版)の概要(PDF 123KB) ・富山県新型コロナウイルス対策行動計画(暫定版)(PDF 293KB) ・富山県新型コロナウイルス対策行動計画(暫定版)の参考資料(PDF 198KB)</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画[相談窓口の設置]	HP・リーフレット等による掲載
20	石川県 平成17年12月	<p>http://www.pref.ishikawa.jp/kansen/menu/inful5.pdf</p> <p>http://www.pref.ishikawa.jp/kansen/menu/inful6.pdf</p> <p>フェーズ3A・3B＝県民からのインフルエンザに関する相談に対応できる窓口を県庁健康推進課及び県保健福祉センター、金沢市保健所に設置し、適切な情報提供に努める。</p> <p>フェーズ4A・5A・6A＝県の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のための窓口を設置する(健康福祉部)。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する(健康福祉部)。</p> <p>フェーズ4B＝県の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のための窓口を設置する(健康福祉部)。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する(健康福祉部)。</p>	<p>http://www.pref.ishikawa.jp/kansen/menu/infulsin.htm</p> <p>新型インフルエンザについて ・「石川県新型インフルエンザ行動計画」 ・＜厚生労働省へのリンク＞ 新型インフルエンザ対策関連情報 新型インフルエンザに関するQ&A</p> <p>http://www.pref.ishikawa.jp/kansen/menu/inful.htm</p> <p>ヒト・インフルエンザ予防情報 ＜インフルエンザに関する相談窓口＞ 最寄りの保健福祉センター(保健所)において電話相談を受け付けています。 ※受付時間 平日 8:30～17:15(祝日除く。)</p> <p>南加賀保健福祉センター (0761-22-0796) 石川中央保健福祉センター (076-275-2250) 能登中部保健福祉センター (0767-53-2482) 能登北部保健福祉センター (0768-22-2011) 金沢市保健所 (076-234-5102) 石川県健康福祉部健康推進課 (076-225-1438)</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
21	福井県 平成17年12月	<p>http://www.pref.fukui.jp/doc/kenkou/singata-influenza_d/fil/001.pdf</p> <p>今後の高病原性鳥インフルエンザや新型インフルエンザの発生・流行の状況に応じ、感染防止・拡大防止の観点から、収集した情報については、適切な情報提供媒体により、理解しやすい内容で県民に提供するとともに、問い合わせに対応する相談窓口を設置・増設する。</p> <p>フェーズ2B＝〔県内発生の場合〕県民からの問い合わせに対応するため、関係課等に相談窓口を設置し、正しい情報を提供する（健康増進課、食品安全・衛生課、健康福祉センター、農畜産課ほか）。</p> <p>フェーズ3B・4A・4B＝県民からの問い合わせに対応するため、関係課等に相談窓口を設置し、正しい情報を提供する（健康増進課、健康福祉センター）。</p> <p>フェーズ5A＝県民からの問い合わせに対応するための相談窓口を状況に応じ、増やし、厚生労働省が作成するQ&A等に基づき正しい情報を提供する（健康増進課、健康福祉センター）。</p> <p>フェーズ5B・6A・6B＝県民からの問い合わせに対応するための相談窓口を状況に応じ増やし、新型インフルエンザ疑い患者を受け入れる医療機関に関する情報や、厚生労働省が作成するQ&A等に基づき正しい情報を提供する（健康増進課、健康福祉センター、県民サービス室）。県内在住外国人に対して、多言語での情報提供を行う（健康増進課、国際政策課）。</p>	<p>http://www.pref.fukui.jp/doc/kenkou/singata-influenza.html</p> <p>新型インフルエンザについて最終更新日：2008年05月15日 健康福祉部健康増進課感染症・疾病対策グループ 住所：福井市大手3丁目17番1号 電話番号：0776-20-0352 FAX番号：0776-20-0643 e-mail:kennzou@pref.fukui.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県新型インフルエンザ対策行動計画（第1版）について ・新型インフルエンザ情報のリンク先 ・厚生労働省 新型インフルエンザに関するQ&A ・福井県版 新型インフルエンザについて Q&A

都道府県における相談窓口

		<p>制定</p> <p>平成17年12月</p>	<p>行動計画(相談窓口の設置)</p> <p>http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11223/newinflue/news20influenza.pdf</p> <p>【相談体制】保健所・センター及び保健医療課は、県民及び医療機関等からの健康相談窓口の体制を強化する。 【健康相談窓口】岐阜保健所0583-80-3004、岐阜保健所本巣・山県センター058-264-1111、西濃保健所0584-73-1111、西濃保健所揖斐センター0585-32-1530、関保健所0575-33-4011、中濃保健所0574-25-3111、中濃保健所郡上センター0575-67-1111、東濃保健所0572-23-1111、恵那保健所0573-26-1111、飛騨保健所0577-33-1111、飛騨保健所下呂センター0576-52-3111、岐阜保健福祉部保健医療課058-272-1111、岐阜市保健所058-252-7191</p> <p>フェーズ1＝保健医療課及び保健所等は、インフルエンザ等感染症に関する県民及び医療機関等からの相談体制を整備する。 フェーズ2A＝(相談体制の強化)保健医療課及び保健所等は、高病原性鳥インフルエンザに関する県民及び医療機関等からの相談体制の強化を図る(終息まで)。 フェーズ3A＝(相談体制の充実強化)保健医療課及び保健所等は、高病原性鳥インフルエンザに関する県民の不安が強いことから、県民及び医療機関等からの相談体制の強化を図る。 フェーズ4A・5A・6A＝保健医療課及び保健所等は、新型インフルエンザに関する県民の問い合わせに対応できるよう相談窓口を強化する(終息まで)。</p>	<p>HP・リーフレット等による掲載</p> <p>http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11223/newinflue/top.htm</p> <p>岐阜県新型インフルエンザ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県新型インフルエンザ対策行動計画(平成17年12月策定) ・新型インフルエンザ対策行動計画(平成17年11月14日厚生労働省策定) ・新型インフルエンザに関するQ&A(厚生労働省作成) ・高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル ・新型インフルエンザの概要
<p>22</p> <p>岐阜県</p>	<p>制定</p> <p>平成21年2月 改定</p>	<p>http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/s11223/newinflue/gifu_inful.pdf</p> <p>【相談窓口の設置】 第一段階海外発生期＝保健所・市町村等に対し、Q&A等を配布した上、住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を設置し、適切な情報提供ができるよう要請する。(健康福祉部) 第二段階国内発生早期(県内発生を含む)＝保健所・市町村等に対し、状況の変化に応じたQ&Aの改訂版を配布し、引き続き相談窓口の設置を要請する。(健康福祉部) 第三段階感染拡大期／まん延期／回復期＝引き続き、第二段階の対策を実施する。 第四段階小康期＝状況を見ながら、相談窓口を縮小する。(健康福祉部)</p>		

都道府県における相談窓口

		<p>制 定</p>	<p>行動計画〔相談窓口の設置〕</p>	<p>HP・リーフレット等による掲載</p>
<p>23</p>	<p>愛知県</p>	<p>改訂版 平成20年1月</p>	<p>http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000013/13271/3kakuron.pdf</p> <p>フェーズ4A・4B＝国の要請を受け、住民からの問い合わせに対応する相談窓口を、県庁及び各保健所等に設置し、適切な情報提供に努める。国から新たにQ&A等が発出された場合は、保健所をはじめとする関係機関に速やかに送付する。(健康福祉部、県民生活部、関係各部署)</p> <p>フェーズ5A＝〔相談窓口の充実〕国の要請を受け、パンデミックに向けて、本庁及び保健所の相談窓口について、担当者を増やすなど充実を図る。(健康福祉部、県民生活部、関係各部署)</p>	<p>http://www.pref.aichi.jp/0000011920.html</p> <p>新型コロナウイルスについて [2009年3月13日] 愛知県 健康福祉部 健康担当健康対策課 E-mail: kenkotsaisaku@pref.aichi.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスは毎年流行するインフルエンザとは何が違うの？ ・どうやって感染するの？ ・どんな症状がでるの？ ・感染しないためにはどうすればいいの？ ・「咳エチケット」とは ・職場や家庭でできる対策は？ 個人でできる対策 事業者・職場でできる対策 ・「緊急調査班 新型コロナウイルスを特捜せよ！」(wmvファイル:189MB、映像時間:約18分) ・愛知県では新型コロナウイルス対策としてどんなことをしているの？ ・愛知県新型コロナウイルス対策行動計画 ・新型コロナウイルス対策総合訓練 平成21年1月13日(火)実施 <p>http://www.pref.aichi.jp/0000023412.html</p> <p>・関連リンク 厚生労働省(新型コロナウイルス対策関連情報) 国立感染症研究所(感染症情報センター<インフルエンザパンデミック>)</p>

都道府県における相談窓口

	24	三重県	<p>平成17年12月 一部改定 平成18年11月</p>	<p>行動計画(相談窓口の設置)</p> <p>http://www.kenkou.pref.mie.jp/topic/influ/pandemic_influ/shingataFluActionPlan061120kaitei.pdf</p> <p>フェーズ3C(県内発生)＝県民からの問い合わせに対応できる窓口を本庁および保健所に設置し、適切な情報提供ができるようにする。(鳥フル本部)</p> <p>フェーズ4A・4B＝県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁および保健所に設置し、適切な情報提供ができるようにする。(健康福祉部)</p> <p>フェーズ4C＝医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置する。</p> <p>フェーズ5A＝県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁および保健所の相談窓口を充実する(健康福祉部)。医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を充実する。(健康福祉部)</p> <p>フェーズ6B＝必要に応じ、県民、医療機関向けの相談窓口を縮小する。これらでの情報提供体制を評価し、第2波に向けた情報提供体制等を見直し整備を行う。</p>	<p>HP・リーフレット等による掲載</p> <p>http://www.kenkou.pref.mie.jp/topic/influ/pandemic_influ/menu.htm</p> <p>新型コロナウイルス情報 三重県感染症情報センター(保健環境研究所内)電話:059-329-2914 FAX:059-329-8101 メール:center@kansens.kenkou.pref.mie.jp 三重県健康福祉部 健康危機管理室 電話:059-224-2339 FAX:059-224-2340 メール:kikkkan@pref.mie.jp</p> <p>・個人の対策:①不要不急の外出を避ける ②人混みを避ける ③講演会・集会への参加自粛 ④公共交通機関を使わない ⑤マスクの着用 ⑥手洗い・咳エチケット ⑦食料・水・日用品の備蓄 ⑧新型コロナウイルスの正しい知識を持つ ・NEWS 新型コロナウイルス「県などが対応訓練」(CTY:2008年2月29日放送) ・うつらない うつさない!～そなえておこう、新型コロナウイルス～(政府インターネットテレビ:2008年1月31日放送) ・新型コロナウイルス対策 あなたの理解と協力を(政府インターネットテレビ:2008年9月12日放送、放送時間24分) ・知っておきたい“新型コロナウイルス”に関する知識(三重県健康福祉部 平成17年12月作成) ・三重県新型コロナウイルス対策行動計画(平成17年12月制定、18年11月一部改定) ・三重県新型コロナウイルス対応マニュアル(平成18年11月制定)(PDF1,071KB) ・三重県感染症情報センターが掲載している関連情報 インフルエンザ情報 高病原性鳥インフルエンザ情報 ・新型コロナウイルスに関する情報へのリンク</p>	<p>http://www.kenkou.pref.mie.jp/topic/influ/pandemic_influ/wakaryasuiFluActionPlan061120.pdf</p> <p>わかりやすい?図解三重県新型コロナウイルス行動計画 4頁 わからないことがあったら、最寄の保健所に相談してください。 県庁の健康危機管理室でも、ご相談にお答えします。 電話:059(224)2339</p>
--	----	-----	---------------------------------------	---	---	---

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画(相談窓口の設置)	HP・リーフレット等による掲載
25	滋賀県 平成17年12月	<p>フェーズ4A=[相談窓口の設置]住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を設置し、適切な情報提供を行う。あわせて、Q&A等を配布する(広報担当、健康福祉部、関係部局)。県の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のための、専任者を配置する(広報担当、健康福祉部)。医師会、病院協会等との連携の下に、医療機関ネットワークを構築し、医療機関(医師)からの相談および情報提供に対応する窓口を設置する(健康福祉部)。診断・治療ガイドライン、Q&Aの配布等(健康福祉部)。</p> <p>フェーズ4B=[相談窓口の設置]住民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁又は保健所に設置し、適切な情報提供を行う。あわせて、Q&A等を配布する(広報担当、健康福祉部、その他関係部局)。国の新型インフルエンザ対策への意見等に対する電話対応のために、専任者を配置する(広報担当、健康福祉部、その他関係部局)。病院協会・医師会等との連携の下に、医療機関ネットワークを構築し、医療機関(医師)からの相談および情報提供に対応する窓口を設置する(広報担当、健康福祉部)。診断・治療ガイドライン、Q&Aの配布等(健康福祉部)。</p> <p>フェーズ5A=[相談窓口の充実]ハンデミックに向けて、本庁又は保健所等の相談窓口を充実する(広報担当、健康福祉部、その他関係部局)。病院協会・医師会等との連携の下に、医療機関ネットワークを構築し、医療機関(医師)からの相談および情報提供に対応する窓口を設置する(健康福祉部)。</p>	<p>http://www.pref.shiga.jp/e/kenko-t/singatainfluenza/phase4A.pdf http://www.pref.shiga.jp/e/kenko-t/singatainfluenza/phase4B.pdf http://www.pref.shiga.jp/e/kenko-t/singatainfluenza/phase5A.pdf</p> <p>HP・リーフレット等による掲載 http://www.pref.shiga.jp/e/kenko-t/singatainfluenza/singatainfluenzaot-a.html</p> <p>新型インフルエンザ対策 更新日:2008年10月2日 滋賀県庁:〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 サイトのお問い合わせ:滋賀県広報課 / メールアドレス:webmaster@pref.shiga.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県新型インフルエンザ対策行動計画 ・新型インフルエンザに関するQ&A(滋賀県版、厚生労働省) ・国新型インフルエンザ対策行動計画 ・インフルエンザ(H5N1)に関するガイドライン <p>http://www.pref.shiga.jp/e/kenko-t/singatainfluenza/singatainfluenzaot-a.html</p> <p>新型インフルエンザ Q&A(滋賀県版 08.06.20版) 更新日:2008年10月2日 滋賀県庁:〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 サイトのお問い合わせ:滋賀県広報課 / メールアドレス:webmaster@pref.shiga.jp</p> <p>[相談窓口]現在の流行状況など最新の情報については、リンクしております厚生労働省のホームページや国立感染症研究所感染症情報センターのホームページもご利用下さい。 また、病気への不安などのご相談については、県庁健康推進課および各保健所をご利用下さい。</p> <p>滋賀県庁 健康推進課 感染症・難病担当 077-528-3619 大津保健所 077-522-6755、草津保健所 077-562-3526、甲賀保健所 0748-63-6111、 東近江保健所 0748-22-1253、彦根保健所 0749-22-1770、長浜保健所 0749-65-6660 、高島保健所 0740-22-2525</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
26	京都府 平成17年12月 改訂:平成18年6月	フェーズ4以降＝府民相談窓口の設置、コールセンターの設置検討 パンデミックに向けて相談窓口拡充(フェーズ5A～)	<p>http://www.pref.kyoto.jp/kentai/shinkataflu.html</p> <p>新型インフルエンザ対策 問い合わせ:京都府保健福祉部健康・医療総括室健康対策室感染症担当 TEL:075-414-4734 FAX:075-431-3970 e-mail:kentai@pref.kyoto.lg.jp</p> <p>○京都府新型インフルエンザ対策行動計画 ○京都府・京都市新型インフルエンザ対策ガイドライン 「京都府・京都市新型インフルエンザ対策ガイドライン」本編 「京都府・京都市新型インフルエンザ対策ガイドライン」運用編 ○国新型インフルエンザ対策行動計画 新型インフルエンザに関するQ&A インフルエンザ(H5N1)に関するガイドライン 新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降) ○関連情報 厚生労働省 新型インフルエンザ対策関連情報 京都府の感染症情報 全国の感染症情報(国立感染症研究所) 新型インフルエンザニュース(丹後保健所)</p>
27	大阪府 平成17年12月	フェーズ3B・4A＝ホットラインの開設(通常体制) フェーズ4B＝府民の相談窓口体制の強化 ホットライン(専用電話相談窓口〔24時間体制〕)の開設 フェーズ5A＝ホットライン(専用電話相談窓口〔通常体制〕)の開設 フェーズ5B＝府民の相談窓口体制の強化 ホットライン(専用電話相談窓口〔24時間体制〕)の開設 フェーズ6A＝ホットライン(専用電話相談窓口〔通常体制〕)の開設 フェーズ6B＝府民の相談窓口体制の強化 ホットライン(専用電話相談窓口〔24時間体制〕)の開設	<p>http://www.pref.osaka.jp/chiki/kenkou/kansen/shin-infu-bun-2.pdf</p> <p>新型インフルエンザ対策情報 大阪府健康福祉部保健医療室地域保健感染症課 感染症グループ 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1番22号(大阪府庁本館4階) 電話 06-6941-0351(府庁代表) 内線2593・2594 FAX 06-6942-5764 e-mail:chihikohofuku-g29@sbox.pref.osaka.lg.jp</p> <p>・新型インフルエンザとは ・府民の皆様へ 事前に準備しておく物 ・訓練の実施について 平成20年2月7日に、保健所設置市や検査所、大阪府・大阪市・堺市の3地方衛生研究所等関係機関と連携 ・大阪府新型インフルエンザ対策協議会の設置について ・「大阪府新型インフルエンザ対策行動計画」の策定(平成17年12月)</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
28	兵庫県 平成18年1月	フェーズV＝県民からの問い合わせ等が健康福祉事務所(保健所)、政令市保健所に多数寄せられることも予想されるため、県及び政令市に専用の相談窓口を設置し、医療機関と連携して、相談の対応を行う。	<p>http://web.pref.hyogo.jp/hw12_0000000003.html#h03</p> <p>感染症に関する情報 健康福祉部健康局疾病対策課 電話:078-362-3264 FAX:078-362-9474 Eメール:shippetaisaku@pref.hyogo.lg.jp</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ(高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ) ・インフルエンザ情報 ・兵庫県が策定した各種計画・マニュアル、リーフレットについて 兵庫県感染症予防計画 兵庫県新型インフルエンザ対策行動計画 兵庫県新型インフルエンザ対策実施計画 兵庫県新型インフルエンザ対策連絡会議設置要綱 兵庫県新型インフルエンザ対策本部設置要綱 咳エチケット http://web.pref.hyogo.jp/contents/000087444.pdf 兵庫県健康生活部健康局疾病対策課感染症係
29	奈良県 平成17年12月	<p>http://www.pref.nara.jp/secure/6760/koudoukeikaku01.pdf</p> <p>フェーズ3B・4A・4B＝県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を県及び保健所に設置し、適切な情報提供を行う。あわせてQ&Aを配布する(健康安全局)。</p> <p>フェーズ5A＝ハンデミックに向けて、県及び保健所の相談窓口を充実する(健康安全局)。</p>	<p>http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=5170.htm</p> <p>新型インフルエンザについて 奈良県庁 〒630-8501 奈良市登大路町30 県庁代表電話番号:TEL.0742-22-1101 お問い合わせ先:奈良県福祉部健康安全局健康増進課</p> <p>〒630-8501 奈良市登大路町30 Tel: 0742-27-8658 総務課病係(総務)・感染症係 0742-27-8660 精神保健係・総務課病係(雑病) 0742-27-8661 母子保健係 0742-27-8662 健康増進推進グループ・健康推進係 Fax: 0742-27-8262</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県の対策 ・新型インフルエンザに関するQ&A ・関係先リンク

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
30	和歌山県 平成17年12月	<p>http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050300/infuru/keikaku/infurukeikaku.pdf</p> <p>フェーズ2C(県内発生)＝相談窓口設置(関係部局)</p> <p>フェーズ3C(国内発生)＝相談窓口設置(福祉保健部、環境生活部、農林水産部)</p> <p>フェーズ4A(県内発生)・4B・4C・5A・5B・5C・6A・6B＝相談窓口設置(福祉保健部)</p>	<p>http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050300/infuru/shininfurutop.html</p> <p>和歌山県の新型インフルエンザ対策について 和歌山県 福祉保健部 難病・感染症対策課 Tel:073-441-2643 e:0503001@pref.wakayama.lg.jp</p> <p>・「和歌山県新型インフルエンザ対策行動計画」の概要について ・新型インフルエンザ院内感染対策ガイドライン(第1版)18年3月 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050300/infuru/pdf/innaikansen-1.pdf ・新型インフルエンザ診断・治療ガイドライン(第1版)18年3月 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050300/infuru/pdf/shindanchiryo-1.pdf ・新型インフルエンザ患者移送ガイドライン(第1版)18年3月 http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050300/infuru/pdf/isou-1.pdf ・リンク ・厚生労働省新型インフルエンザ対策関連情報</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
31	鳥取県		<p>http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=88964</p> <p>鳥取県のインフルエンザ対策(新型インフルエンザ) 鳥取県福祉保健部健康政策課(疾病・感染症対策担当) 住所 〒680-8570鳥取県鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7153 ファクシミリ 0857-26-8143 E-mail kenkoutaisaku@pref.tottori.jp</p> <p>備えよう！ 新型インフルエンザ (リーフレット3頁) http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/281477/influ.pdf 相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部総合事務所福祉保健局(鳥取保健所) 電話0857-22-5694 ・中部総合事務所福祉保健局(倉吉保健所) 電話0858-23-3145 ・西部総合事務所福祉保健局(米子保健所) 電話0859-31-9317 ・日野総合事務所福祉保健局(日野保健所) 電話0859-72-2037 *県庁 健康政策課疾病・感染症対策担当 電話0857-26-7153 <p>◎新型インフルエンザ発生以降は、相談窓口を拡大設置予定です。</p>

都道府県における相談窓口

	制 定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
<p>31 鳥取県</p>		<p>http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/283204/influ080821a.pdf</p> <p>鳥取県新型コロナウイルス対応マニュアル(社会対応版) 相談窓口の設置 方針:東・中・西部総合事務所は、相談者の便宜を図るため、発熱相談センターと一体となった総合相談窓口を開設する。</p> <p>相談窓口の種類 総合相談窓口(オペレーションセンター:コールセンター)＝総合事務所(保健所) 分野別相談窓口＝食料品(生活環境部、農林水産部)、産業(産業商工労働部、農林水産部)、教育(教育企画部、福祉保健部、教育委員会) 総合相談窓口業務の流れ 海外発生期以降、福祉保健部の指示により、総合相談窓口を設置する。このため、東・中・西部総合事務所は、総合事務所内に発熱相談センターと一体となった総合相談窓口(オペレーションセンター:コールセンター)を設置し、相談状況に応じて機能強化(窓口要員の増加等)を行う。また、総務部、八頭・日野総合事務所は、総合相談窓口用のQ&Aを活用して県民からの一般的な相談に対応する。</p> <p>発生未確認期＝総務部、総合事務所は、「県民の声」業務の一環として県民からの問い合わせに対応するとともに、東・中・西部総合事務所では、県民からの問い合わせにワンストップで対応するため、総合事務所内に発熱相談センターと一体となった総合相談窓口(オペレーションセンター:コールセンター)を設置するための準備(窓口要員の確保、職員研修、窓口開設場所の確保、電話回線の増設など)を行う。企画部、生活環境部、福祉保健部、商工労働部、農林水産部は、食料品、産業、教育に関係する総合相談窓口用のQ&Aを作成するとともに、相談窓口の強化準備を行う。福祉保健部は、新型コロナウイルスに関するQ&Aを作成し、全職員に周知し、職員はその内容を把握する。</p> <p>海外発生期＝県民の新型コロナウイルスに対する関心の高まりが予想され、発生状況、感染予防対策、食の安全に関する相談の増加が予想される。総務部、総合事務所は、総合相談窓口用のQ&Aを活用して県民からの問い合わせに対応するとともに、東・中・西部総合事務所では、県民からの問い合わせにワンストップで対応するため、総合事務所内に発熱相談センターと一体となった総合相談窓口(オペレーションセンター:コールセンター)をいつでも立ち上げられる態勢を整えておき、福祉保健部の指示により総合相談窓口(オペレーションセンター:コールセンター)を設置する。</p> <p>福祉保健部では、海外での発生地域、県民からの相談件数等を踏まえ、総合相談窓口 (オペレーションセンター:コールセンター)の設置時期、体制等について、主体的に検討する。</p> <p>総合相談窓口＝東・中・西部総合事務所＝発生状況、感染予防対策、専門的食料品＝生活環境部、農林水産部＝食肉・鶏卵等の生鮮食料品の安全性について関連した風評等の流布が想定される。</p>	<p>http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39400</p> <p>相談窓口 鳥取県福祉保健部健康政策課(疾病・感染症対策担当) 電話 0857-26-7153 フアクシミリ 0857-26-8143 〔通常のインフルエンザ〕 予防や対処方法の相談窓口 健康対策課(疾病・感染症対策担当) 電話:0857-26-7153 鳥取保健所〔東部総合事務所福祉保健局〕 電話:0857-22-5691 倉吉保健所〔中部総合事務所福祉保健局〕 電話:0858-23-3142 米子保健所〔西部総合事務所福祉保健局〕 電話:0859-31-9317 日野保健所〔日野総合事務所福祉保健局〕 電話:0859-72-2037 〔新型コロナウイルス〕 健康対策課(疾病・感染症対策担当) 電話:0857-26-7153 鳥取保健所〔東部総合事務所福祉保健局〕 電話:0857-22-5691 倉吉保健所〔中部総合事務所福祉保健局〕 電話:0858-23-3142 米子保健所〔西部総合事務所福祉保健局〕 電話:0859-31-9317 日野保健所〔日野総合事務所福祉保健局〕 電話:0859-72-2037 〔鳥インフルエンザ〕 総合対策、家さん類 畜産課衛生環境係 電話:0857-26-7286 鳥取県畜産衛生研究所 電話:0857-53-2240 倉吉家畜保健衛生所 電話:0858-26-3341 西部家畜保健衛生所 電話:0859-62-0140</p>

都道府県における相談窓口

	制定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
31 鳥取県		<p>国内発生期＝相談状況に応じて機能強化(窓口要員の増加等)を行う。総務部、八頭・日野総合事務所は、総合相談窓口用のQ&Aを活用して県民からの一般的な相談に対応する。生活環境部、農林水産部は、相談窓口を強化する。県内発生期＝県民の新型インフルエンザに対する危機感が予想され、発生状況、感染予防対策、食の安全、食糧の確保、事業経営に関する相談の増加が予想される。</p> <p>東・中・西部総合事務所は、相談状況に応じて総合相談窓口(オペレーションセンター(コールセンター))の機能強化(窓口要員の増加等)を行う。総務部、八頭・日野総合事務所は、引き続き総合相談窓口用のQ&Aを活用して県民からの一般的な相談に対応する。生活環境部、商工労働部、農林水産部は、相談窓口を強化する。</p> <p>大規模流行期＝県民の新型インフルエンザによる混乱が予想され、発生状況、感染対策、食の安全、食糧の確保、事業経営・融資に関する相談の増加が予想される。</p> <p>東・中・西部総合事務所は、引き続き総合相談窓口(オペレーションセンター(コールセンター))を総合事務所内に設置するとともに、相談状況に応じてさらなる機能強化(窓口要員の増加等)を行う。総務部、八頭・日野総合事務所は、引き続き総合相談窓口用のQ&Aを活用して県民からの一般的な相談に対応する。生活環境部、商工労働部、農林水産部は、食料品、産業、教育の相談窓口を強化する。</p> <p>後パンデミック期＝第1波終了後の後パンデミックの場合＝県民の新型インフルエンザ終息による不安感と第2波に対する不安感が予想され、社会状況、第2波の予想、感染予防対策、食の安全、食糧の備蓄と確保、事業経営・融資等支援策に関する相談の増加が予想される。総務部、総合事務所は、相談体制を通常に戻し、総合相談窓口用のQ&Aを活用して県民からの問い合わせに対応する。福祉保健部は、福祉保健部内に新型インフルエンザに対する専用相談窓口を引き続き設置する。</p> <p>第2波終了後の後パンデミックの場合＝県民の新型インフルエンザの終息による不安感と今後の生活に対する不安感が予想され、生活相談、事業経営・融資に関する相談の増加が予想される。総務部、総合事務所は、相談体制を通常に戻し、総合相談窓口用のQ&Aを活用して県民からの問い合わせに対応する。福祉保健部は、新型インフルエンザに対する専用相談窓口を縮小する。</p>	

都道府県における相談窓口

	制定	行動計画〔相談窓口の設置〕	HP・リーフレット等による掲載
32	島根県 平成17年12月	<p>http://www.pref.shimane.lg.jp/life/yakui/kansensyo/kansen/pandemicflu/index.data/0512n-infu-koudoukeikaku.pdf</p> <p>フェーズ4A・4B＝本庁及び保健所に設置、あわせてQ&Aを配布(健康福祉部、政策企画局)。市町村からの相談に対応する窓口を設置(健康福祉部)。医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を国が設置するので、その連絡先を周知する(保健福祉部、医師会)。診断・治療ガイドライン、Q&Aなどの配布</p> <p>フェーズ5A＝パンデミックに向けて、本庁及び保健所の相談窓口を充実する。医療機関(医師)からの相談に対応する窓口を設置するので、その連絡先を周知する(保健福祉部、医師会)。診断・治療ガイドライン、Q&Aなどの配布</p> <p>http://www.pref.shimane.lg.jp/life/yakui/kansensyo/kansen/pandemicflu/index.data/0612manual.pdf</p> <p>島根県インフルエンザ(H5N1)対応マニュアル(フェーズ3) 〔保健所一覧〕</p> <p>松江保健所(衛生指導グループ) (代)0852-23-1313 (課直)0852-23-1317 雲南保健所(衛生指導グループ) (代)0854-42-9623 (課直)0854-42-9515 出雲保健所(衛生指導グループ) (代)0853-21-1190 (課直)0853-21-1185 県中央保健所(衛生指導グループ) (代)0854-84-9800 (課直)0854-84-9805 浜田保健所(衛生指導グループ) (代)0855-29-5537 (課直)0855-29-5557 益田保健所(衛生指導グループ) (代)0856-31-9535 (課直)0856-31-9551 隠岐保健所(衛生指導グループ) (代)08512-2-9701 (課直)08512-2-9715</p>	<p>http://www.pref.shimane.lg.jp/life/yakui/kansensyo/kansen/pandemicflu/</p> <p>HP・リーフレット等による掲載</p> <p>新設インフルエンザ対策(薬事衛生課) 〒690-0887 島根県松江市殿町128番地(県庁東庁舎) 0852-22-5260 FAX0852-22-6041</p> <p>島根県の対策(行動計画・H5N1対応マニュアル(フェーズ3)) ・新設インフルエンザ関連リンク 厚生労働省 新設インフルエンザ対策行動計画(H19年10月) 新設インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)(H19年3月) 新設インフルエンザに関するQ&A(H19年12月) 国立感染症研究所(インフルエンザパンデミック) 島根県感染症情報センター(新設インフルエンザ情報)</p>
33	岡山県 平成17年12月	<p>http://www.pref.okayama.jp/hoken/keitai/infu/keikaku2.pdf</p> <p>レベルⅢ＝県民の健康不安に対応するため、健康対策課及び各保健所に相談窓口を設置する。なお、休日等の窓口は、必要に応じて設置する。</p> <p>レベルⅣ＝県民への広報や相談体制の強化、県民の健康不安に対応するため、健康対策課及び各保健所に設置する相談窓口の体制を強化する。なお、必要に応じて、平日の2・4時間体制をとることとする。</p> <p>レベルⅤ＝県民への広報や相談体制の一層の強化、県民の健康不安に対応するため、健康対策課及び各保健所に設置する相談窓口の体制をさらに強化する。</p> <p>健康対策課＝全日24時間対応、各保健所＝全日午前8時30分～</p>	<p>http://www.pref.okayama.jp/hoken/keitai/infu/infulu.html</p> <p>岡山県新設インフルエンザ対策関連情報</p> <p>1.岡山県新設インフルエンザ対策本部の設置について 2.岡山県新設インフルエンザ対策行動計画について 3.新設インフルエンザに関するQ&A(厚生労働省) 4.関連情報 ○厚生労働省ホームページ ○島インフルエンザに関する情報 ○今冬のインフルエンザ総合対策について ○インフルエンザパンデミック(国立感染症研究所(感染症情報センター)ホームページ)</p>